

結核と診断した際の流れ

結核（潜在性結核感染症を含む）と診断

直ちに、船橋市保健所へ電話連絡（電話番号：047-409-2867）をした後、以下のいずれかの方法で**発生届**を、**直ちに**船橋市保健所へ提出
システムに直接登録、または、FAX（047-409-6301）にて提出
（FAX の場合、後日原本の郵送が必要）
※潜在性結核感染症では、治療を開始する場合のみ届出が必要

患者が入院していた場合のみ

発生届の7日以内に、船橋市保健所へ届くように**入退院届**を郵送、または FAX で提出 ※退院した場合も、退院後7日以内に入退院届の提出が必要

肺結核

肺以外の結核、潜在性結核感染症

喀痰塗抹検査、結核 PCR 検査結果

陽性

陰性

患者が入院している場合

診断当日より勧告入院
※医療費が全額公費対象

＜提出書類＞

- ①入院勧告患者情報提供書・初回
- ②胸部エックス線画像
（最新とあれば過去のもの全て）
- ③胸部 CT 画像
（ある場合のみ）

上記を、速やかに患者の住所地を管轄する保健所へ提出

患者が自宅待機の場合

結核の治療、検査をする場合のみ、書類の提出が必要（右記参照）

結核の治療、検査をする場合

※保健所に書類が届いた日から、医療費が一部公費対象

＜提出書類＞

- ①結核医療費公費負担申請書
- ②胸部エックス線画像
（申請前3月以内に撮影したもの）
- ③患部のエックス線、CT 画像
（ある場合のみ）

※肺以外の結核は、患部画像必須

上記を、速やかに患者の住所地を管轄する保健所へ提出
保健所に書類が届いてから 30 日以内に感染症診査協議会にて診査を行います

潜在性結核感染症の治療を開始する前に確認してください

公費の適応になる治療か、以下の通知に沿って再度ご確認ください。

1. 潜在性結核感染症治療指針

[https://www.kekkaku.gr.jp/pub/Vol.88\(2013\)/Vol88_No5/Vol88No5P497-512.pdf](https://www.kekkaku.gr.jp/pub/Vol.88(2013)/Vol88_No5/Vol88No5P497-512.pdf)

2. 潜在性結核感染症治療レジメンの見直し

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000814559.pdf>

